

第2章 デジタル化推進本部

[デジタル化推進本部]

人口減少と少子高齢化が進む中、安定した質の高い公共サービスを提供・維持していくためには、行政の各分野において、ICTやAIをはじめとしたデジタル技術の活用が不可欠であり、手続を行う市民の利便性の向上と、受付後の行政事務の効率化を図ることで、コロナ禍などの社会変容へも対応する「デジタル市役所」の実現を目指す必要がある。

デジタル化推進本部は、「秋田市部設置条例」に基づき、重要かつ緊急的な行政課題に対応するために設置された組織であり、本市のデジタル化の推進に関する施策の基本的な方針を定めた「秋田市デジタル化推進計画」を策定するほか、当該計画に基づき、デジタル化に係る取組を企画・調整し、業務管理課へ技術的な指導・支援を行うなど、本市全体のデジタル化を部局横断的に推進する。

1. 分掌事務

- (1) 秋田市デジタル化推進計画の策定、推進および総合調整に関すること。
- (2) 行政手続のオンライン化の推進および総合調整に関すること。
- (3) デジタル技術の活用に係る関係部局に対する技術的支援に関すること。
- (4) デジタル技術を活用した業務改革の企画、推進および総合調整に関すること。
- (5) 個人番号カードの活用の推進に関すること。
- (6) デジタル技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正に関すること。
- (7) 官民データの活用の推進に関すること。
- (8) 行政情報ネットワークおよびグループウェアの活用の方針に関すること。
- (9) 地域情報化の方針に関すること。
- (10) デジタル化に係る人材の育成の企画および推進に関すること。
- (11) その他、デジタル化の推進のために必要な施策の計画立案および総合調整に関すること。
- (12) デジタル化推進本部の予算経理に関すること。